



まごころは、一宮市から精神障害者指定(平成16年8月24日)を受けました

平成14年度から各市町村を中心に精神障害者へのホームヘルプサービスが始まっていきます。この度、当会も精神障害の方へのホームヘルプサービス事業者として一宮市から指定を受け、精神障害者ホームヘルプサービスを9月から始めることになりました。

一人の方への支援から始めたいと思います。精神障害者の方々への地域での暮らし支援は始まったばかりです。

心に添うケアが出来、精神障害者の方々が病院ではなく、地域での暮らし方が出来るよう努力して参ります。

# まごころ

=ともに生きる暮らしをめざして=  
特定非営利活動法人  
尾張地域福祉を考える会まごころ  
まごころ訪問介護事業所

◆九月十一日(土)午後一時～四時◆

「映画と講演の集い」にご参加下さい

映画「母のいる場所」と

監督 横坪多鶴子さんのお話

される  
られる  
双方の  
生き方を問う  
映画

主演・紺野美沙子  
馬渕晴子／野川由  
美子／米倉齊加年  
小林桂樹 他

会場・アイプラザ一宮(愛知県一宮勤労福祉会館)大ホール  
参加券・一二〇〇円(講演会も含みます)  
主催・NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ

## 二 地域助け合い活動

「まごころ」が目指してきた住民参加型サービス助け合い活動は今も変わりません。

ほんの少しのサポートが、暮らしを安心させます。  
対象を限定せず、利用する人も、担い手も双方が自身の自己実現につながられるサービス活動です。多くの参加者を募ります。

### ■最近のサービス活動から

「障害がある私に変わって、入院中の母の病院支払いをお願いしたい」「その母を見舞いたいが、病気の私が安心出来る移送をお願いしたい」「その母が、他の病院へ転院する場合にもその手続きや付き添いをお願い出来ますか」このお母さんは、もともと在宅で介護保険を利用されている方ですが、入院されるとその対象ではなくなります。

助け合いミニデイ  
サービスの大きな役割  
年齢、障害の有無を問わず利用、参加

当ミニデイサービスは、介護保険制度で行うと、今参加しておられる誰もが来られなくなります。介護保険の限度額を超えた方/制度の狭間の方/身体的、知的に障害の方/大勢の場所は苦手な方などが集っているからです。ボランティアも年齢や環境がバラバラで、84歳から15歳まで様々です。こうした環境は、自然に互いに優しい交流が生まれています。市内に児童以外の知的障害者のデイサービスはありません。

### 支援費 NPO法人まごろ児童デイ

～お母さんと交流の場をもちました～  
お子さんが自宅を離れて小さな社会でどんな様子なのかをビデオを通して見えていただきました。お母さんなら「危ない」と思って出来ないことを体験している様子や、集団での音楽などの取り組み、合わせて方針など具体的に日常の活動について理解をいただく場になりました。  
8月児童デイ(17回 延べ利用者163人)  
児童デイ内容は別紙児童デイニュースをご覧下さい

知的障害の方々の参加をいただくことになり、他の利用者さんも、スタッフにも新しいいい風をもらっています。  
この住民参加型サービスが発足当時、よく行政サービスの補完であるという位置づけをされ、私達は反発をしてきました。  
補完ではなく、枠にとらわれない、自分たちが必要と思われるサービスを、自らが作り出していくんだという自負がありました。

今、それは定着をし、介護保険制度や支援費制度ではない地域のひとつつの活動になりつつあると思っています。

No.53 チェック介護保険・支援費  
介護の社会化は進んだけれども

「介護保険制度が出来たお陰で、この一年、生き延びました。とても幸せでした。皆様に感謝しています」

介護保険が始まって四年が経ち、ケア訪問させていただいる方です。

利用者さんもサービスを利用されることに慣れてこられた上に、お体が弱ってこられたり、精神的に落ち込むこともあります。支援の回数が増えています。

このように、生活や暮らしを支えることが出来ているケースもあり、これが出来ているケータイもあれば、これが出来ているケータイもあります。

介護の社会化は進みつつあるとも思われます。

しかし、重症な方は、受けられるサービスの種類も増え、限度額を超えたサービスを利用するには、実費負担か、「まごころ」のような有償サービス利用か、家族が担うかです。多くは家族が担い、家族介護が一向に減っていない現実があります。

暗黙の了解はやめにしたい

また、現場で、決まって話題に上るのが「家事援助の範囲」と「ヘルパーが行えない家族が行う医療行為」の判断です。現場を預かるヘルパーは、命とかかわっています。命と引き換えには出来ないと、現場で行わざるを得ない医療行為がないとは言えないのが現状です。制度上はいけないけれども、そういう時はいたしかたないと、公的機関が見て見ぬふりをするようなことは、もういいかげんにきりをつけてもらいたいと思います。

ヘルパーがどうしても行う必要があるサービスについては、きちんと行う用意と準備が必要です。ぜひ二〇〇五年の制度見直しを機に、これまで積み残してきた課題に結論を出してくださいたいと思います。

